

第119回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和6年12月3日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村 隼	2番	森脇 裕和
	3番	幸田 勝治	4番	高見 寛治
	5番	大内 将広	6番	金澤 孝良
	7番	児玉 雅善	8番	加古 原瑞樹
	9番	小林 裕和	10番	廣利 一志
	11番	岡本 義次	12番	山本 幹雄
	13番	平岡 きぬゑ	14番	千種 和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上 月 支 所 長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
日程第 5. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正予算 第 4 号（令和 6 年 10 月 9 日専決第 17 号））
日程第 6. 議案第 80 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
日程第 7. 議案第 81 号 財産の取得について（上月体育館移動式バスケットゴール一式）
日程第 8. 議案第 82 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 9. 議案第 83 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 10. 議案第 84 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 85 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12. 議案第 86 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 13. 議案第 87 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 14. 議案第 88 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 15. 同意第 5 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 16. 同意第 6 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 119 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、おそろいでご参集をいただき、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

師走を迎え、早いもので、今年も残り 1 か月を切りました。朝夕、冷え込んでまいりましたが、例年のような冬の冷え込みではないように感じるのは、私だけじゃあないと思います。

また、師走の慌ただしさとともに、テレビを見ておりますと、昨日の新語流行語大賞のように、この 1 年を振り返るイベント等も開催され、やはり、年末であることを認識いたします。

今朝、新聞を見てみますと、非常に嬉しいニュースが載っておりました。山本幹雄議員が会長を務められております皆田和紙保存会が県の文化賞を受賞されております。新聞記事によりますと県による最高位の賞だということでございます。長年の活動が認められたことに、敬意を表したいと思います。誠におめでとうございます。

〔拍 手〕

議長（千種和英君） 私、日頃から思っておるんですけれども、やはり、議員の皆さんにおかれましても、議員活動、また、議会活動と同時に、町職員の皆様におかれましても、

公務というのもあるんですが、それ以外にも、やはり地域で活躍をされている方が、たくさんいらっしゃいます。引き続き、それぞれの職務以外にも地域の皆様のために役立っていただけるような、こういった活動が評価される。また、評価されなくても、取り組んでいただくように、お願いをしておきます。

さて、緩やかとはいえ、朝夕も冷え込んでまいりました。皆様方におかれましては、体調管理に努めていただき、今期定例会に上程されます案件に慎重審議並びに活発な議論をしていただくようお願いを申し上げます。

さて、今期定例会には、報告 1 件、承認 1 件、条例の制定、改正など議案 3 件、令和 6 年度各会計補正予算案 6 件、同意 2 件の計 13 件が付議されております。

議員各位には慎重なご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

庵途町長、挨拶をお願いします。庵途町長。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に師走に入りまして、朝霧が非常に深く立ち込めるようになりました。このところ一気に寒さが増してきました。インフルエンザも先月、上津中学校では学級閉鎖を行うというようなこともあったんですけれども、今、健康福祉課長の報告では、今のところ、ちょっと、落ち着いているという形ですけれども、やっぱり寒くなってきた、インフルエンザ等も、またはやってくるように思いますので、それぞれ十分、体調管理、健康には御留意いただきたいと思います。

さて、今日は、開会いただきました 12 月定例会、今、議長から報告、御挨拶いただきましたように、先月の全協で、いろいろとご説明をさせていただきましたように、災害に伴う補正予算、また、その他の補正予算、また、人事案件等、上程をさせていただきます。それぞれ、十分ご審議いただき、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今、12 月に入って、来年度予算について、今、取り組んでいるところです。県のほうにつきましては、毎日、まだ、報道されていますように、なかなか混乱が収まりそうにないんですけれども、聞くところによると、服部副知事のほうも辞表が提出されているというようなことも聞きます。

そういう中で、県のほうの予算編成、また、補正予算と、例えば、災害なんかの補正なんかの補助金なんかについても、当然、足らなければ補正をしていただかなきゃならないんですけれども、そのあたりも、ちょっと、予算がないとかいうような話も聞きますので、そういう面で、県のほうの、そういう問題が、私たちの行政にも、いろいろと影響が、少しずつ出てきているのかなという感じはするんですけれども、それは、それとして、町としては、しっかりとした、来年度に向けた計画、予算を組んでいかなければならないというふうに思っております。

特に、来年度、合併 20 周年ということを迎えるわけでありまして、そういうことを踏まえた予算編成、来年度に向けた、今、予算編成を、それぞれで取り組んでおりまして、大体、財政室のほう、また、副町長のほうで、第 1 次の査定をやっておりますけれども、やはり、その状況を見ますと、このところの人件費の高騰、また、来年も、今年に比べると 1 億円ぐらい人件費が増えます。これは、やはり、国のあつた人勧に伴うもの。また、会計年度任用職員等の全て期末手当、ボーナス等支給するようになっております。そういうものが、一気に増えてまいりますので、そのへんが、非常に厳しい編成になっております。

特に、また、建設資材等を含めた物価の高騰も、やはり大きな影響があるというふうに思っておりますけれども、佐用町といたしましては、当然、町民の皆さんのために行うべ

き、取り組むべき事業については、しっかりと取り組んでいくという、その考え方で、必要によっては、基金等も取り崩しながら、予算編成は、しっかりと行っていきたいというふうに考えております。

また、詳細については、3月の議会で、いろいろと全て説明させていただきますけれども、今、それぞれの課、また、町としては、そういう、今、12月というのが、一番、そういう面で忙しいと言いますか、大事な時期で、そういう事業に取り組んでおりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、また、12月議会、それぞれ大変、そういうことの中で、慌ただしい中での議会でありますけれども、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第119回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

ここで申し上げておきます。傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守し、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。13番、平岡きぬる議員。1番、大村 隼議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（千種和英君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第3に入ります。

行政報告であります、報告事項がない旨の連絡を事前にいただいておりますので、そ

の報告をし、日程第3を終了します。

議長（千種和英君） この際、申し上げておきますが、議案書は予定案件として事前に配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（千種和英君） それでは、日程第4、報告第9号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第9号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、佐用クリーンセンター敷地内におきまして、クリーンセンター事務所に設置しておりました立て看板が突風により飛ばされ、近くに駐車していた職員の私用車に接触し、損傷したことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものであります。

事故の概要につきましては、令和6年4月15日、午後5時頃、佐用クリーンセンター事務所付近におきまして、事務所横に設置していた立て看板が突風により飛ばされ、付近に駐車をしておりました佐用クリーンセンター職員の私用車の左側側面に当たり、左側前後のドア部分が損傷したものでございます。

町として国家賠償法第1条に規定する損害賠償責任を認め、被害車両の修理費全額33万1,700円を支払う内容で、10月31日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、4月に発生した事故でありますけれども、非常に時間がかかっております。これにつきましては、修理につきまして、4月16日に発生した兵庫県南西部を中心とするひょうによる被害、これが非常にたくさんの被害が出まして、車の被害を受けた、この方の修理依頼が、修理業者が、そうした被害が修理業者に殺到したために、この修理が非常に遅れたということで、報告を聞いております。

非常に修理が完了し、和解するまでに時間がかかった原因として、改めて、説明させていただきますが、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第 5．承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正
予算 第 4 号（令和 6 年 10 月 9 日専決第 17 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 5、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算（第 4 号）、令和 6 年 10 月 9 日専決第 17 号を議
題とします。

承認第 15 号について、当局の説明を求めます。

議長（千種和英君） 庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 15 号、令和 6 年度
佐用町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、台風第 10 号により被災した農地・農業用施設の災害復旧事業並びに衆議
院議員総選挙及び兵庫県知事選挙実施に伴う経費を計上いたしております。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に 4,843 万 7,000 円を追加し、総額を
146 億 2,800 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、分担金及び負担金につきましては、分担金
31 万 2,000 円の増額で、災害復旧事業に係る地元分担金を追加計上いたしております。

県支出金につきましては、4,011 万 2,000 円の増額で、うち、県補助金は 1,187 万 5,000
円の増額、災害復旧事業に対する補助金を計上いたしております。委託金は 2,823 万 7,000
円の増額で、県知事選挙及び衆議院議員総選挙の事務費に対する交付金でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金と災害復興基金を併せて 801 万 3,000 円を繰り入
れております。

次に、歳出についてでございますが、総務費につきましては、選挙費 2,843 万 7,000 円
の増額。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費 2,000 万円の増額でございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページの 55 款、15 項、45 目の分で、（10 節）農林水産施設災害
復旧費補助金の分で、現年発生農林災害復旧費補助金なんですけれど、どこの集落で、ど
んな内容の被害があったんですか。聞きます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

こちら、町の西側部分、中央部から、具体的に申しますと、大字で言うと、一番西が力万で、一番東が延吉、その間、桜山であったり、大木谷であったりというところで、農地及び農業用施設に被災がありました。

そのうち、全体で6件なんですけれども、そのうち5件が農地の畦畔の崩壊による災害、それと1件は、農道の路肩の崩壊という内容になってございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第15号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第15号は、原案のとおり承認されました。

日程第6．議案第80号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について

議長（千種和英君） 続いて、日程第6、議案第80号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第80号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成27年度から姫路市と播磨地域の7市8町が連携協約を締結し、人口減少・少子高齢化にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるように、お互いに協力し合い、地域を発展させていこうと、姫路市を中心市とする「播磨圏域連携中枢都市圏」を形成して、様々な取り組みを行っております。

そのような中、令和7年度からは第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンが開始される

予定となっており、「スマート HARIMA（はりま）」の旗印のもと、デジタル技術を活用した連携事業の推進等が検討されております。

このたび、第3期ビジョンにおいて、デジタルインフラ整備やデジタルを活用した介護分野での新たな連携等を行うこと、また、連携協定に記載している取組内容・役割分担等を別表化することにより、取組の見やすさ・分かりやすさを向上させるため、現在締結している連携協約の一部を変更しようとするものでございます。

この連携協約の一部を変更する協約を締結するため、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13番、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 平成27年に連携協約を結んでから、来年度から10年になるわけですが、この間、今回の改正は、別表のようにするというところで、条文そのものの内容的には、一切と言ったらあれですけど、変更がないなというふうには見たんですけども、ただ、デジタルの技術を生かした介護分野での新たな連携を行なえるように変更するというふうなことも書いてありますので、そのへん、変更内容について、もう一度、詳しく説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

提案理由にも書いておられますとおり、このたび、第3期ビジョンにおいて、デジタルインフラ整備ということでございますが、この内容につきましては、デジタル担当者会議を、今後、開催いたしまして、各自治体におけるDXの取組状況や課題を共有するとともに、圏域内での共同システム、ツールの導入でありますとか、デジタル人材の育成等に取り組むというようなことでの目標にしております。

それで、介護の部分につきましては、今まで、このビジョン計画において、介護という項目がございませんでしたので、新たに追加をするということでございます。

なお、現時点では、この圏域におきまして、介護分野においての連携している取組はないということでございますが、近年、そういった介護ということが、非常に焦点を当てられているということで、例えばですけども、そういった地域介護包括ケア支援の共有化でありますとか、要は、そういった事業で、各市町の介護サービスの事業者情報でありますとか、医療機関の情報等、そういったものをマップ化することで、パソコンやスマートフォン等から、そういった施設情報が検索できて、住民サービスの向上だけでなく、関係部署やケアマネジャーなどの業務の効率化を図れるというようなことも視野に入れながら、そういったデジタルでの取組を進めていこうということで、今、考えられておるというこ

とでございます。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 連携協定をする時に、説明も受けたんですけど、具体的に住民に対して、この協定をすることで、成果であるとか、その内容については、今一つ実感が無いのですが、そのへん、この 10 年間、どんなふうな事業展開がされて、具体的に取組というか、住民の関わりについても、今の説明で、いわゆる介護の分野で、デジタル化することなんですけど、介護というのは人と人との関係で、人材不足であるとか、課題がいっぱいありますよね、デジタル化することで、それを解消していくというか、そういうふうなことを考えておってんか、もっと、何か、もうひとつ住民の利便性が向上していくこととか、そういうことにつながるようなものがないので、住民からしてどうなのかという観点から説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） ちょっと、介護のことは、後で、また、申し上げますが、今までの 10 年間の実績ということでございますが、まず、目に見えるものとしましては、こういった、はりま読本（とくほん）という本がございます。これは、播磨圏域連携中枢都市圏の 8 市 8 町の歴史でありますとか、地場産業、観光名所等を網羅的に書かれた冊子でございます。これを、毎年、圏域内の小学 6 年生に配布をしております、播磨地域への愛着を育むとともに、地域学習の役割を果たしておるところでございます。まず、これがございます。

あと、皆さん、ご存じのサンテレビのはりまサタデー 9 という番組がございますが、その放送枠を播磨連携中枢都市圏で確保してございます。最近では、昨年、収穫祭がございましたけれども、そうした、ホルモンうどん対決を放送し、そういった PR を図ったということがございます。

それと、消防関係でございますが、救急搬送支援システムというシステムを、この圏域でやっております、医療機関と救急隊がリアルに、この情報を共有するというようなことで、円滑、迅速な救急搬送体制の確保につながっているということでございます。

あと、介護の分野につきましては、先ほど、申し上げました、いろんな、それぞれ市町で実施をされていることを、今から、こういったものがあるかということで、共有をしまして、そういった中で、それぞれ連携できること、データを共有し合えるようなことがありましたら、利用者の、そういった利用者のほうに、いいところがあるんじゃないかなというふうに考えておまして、まだ、今のところ具体的には連携している取組はございませんので、それは、今後、そういった DX の状況を各市町の状況を見る中で考えていきたいということでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 3 回目、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初、10 年前に説明を受けた時に、財政的な点で国から、姫路市には 2 億円でしたか、財政的な支援があり、また、周辺町には、1,500 万円のそういう財政的な支援があって、それを使ってしたらいいというような、ばくつとした説明を受けていたんですね。それらのお金については、どんなふうな経過になっていますか。ずっと、毎年のように、それは財政支援があるのか、ちょっと、よく、今回、提案されて、改めて見たので、通常、毎年の予算であるとか、そういう時に気になりませんでしたので、そこらへんも併せてお願いします。説明してください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 予算のほうにつきましては、この連携協約に基づく連携事業につきましては、対象事業費の 80% を上限で 1,800 万円まで特交措置がなされるということでございます。それでも、毎年、先ほど言いましたサタデー 9 のことでありますとか、消防の関係、そういったものの全体の事業費の 8 割の分で上限 1,800 万円以内に、そういう特交を充てるということで、それぞれ事業実施、また、しております。はい。

議長（千種和英君） ほかにありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 平岡議員と、ちょっと、ダブル部分があるかと思いますが、そのやった中で、住民が、この分は、すごくよくできて、喜んでおるよとか、そして、できなかった分は、どんな分があるんかとか、そこらへん分かったら教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

先ほど、言いました事業も、学校に配るということで、喜ばれているということで、お聞きをしておりますし、それ以外にも、地域の若者サポートステーションの相談ということで、そういった事業もございまして、そちらのほうも、助かっておるというようなことで、いろんな相談を受けているということで聞いております。

あと、こういったことができていないというようなことは、特段は、今のところは聞いてはおりませんけれども。はい、以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、人が足りなくて、病院の介護、看護等もやり繰り大変と思うんですけど、そこらへんについては、どのような格好で融通し合っておりますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

今、介護人材のことだったんですけども、これから日本全体で高齢化が進むことが予測されております。都市部においては、高齢者人口がこれから増えていく、佐用町の場合ですと、高齢者人口は、今、もう減少にかかっておりまして、これ以上増えることはないんですけども、若い人が減ってきて、介護人材不足、働き手が不足していくことが予測されております。

今回、連携、まだ、具体的なことは決まっていらないんですけども、例えば、地域包括ケア資源の共有という言葉が出てきたんですけども、その中の1つで、介護保険施設の共有というのが考えられると思います。

介護保険施設というのは、特別養護老人ホームであったり、老人保健施設、介護療養型医療施設とあるんですけども、住所地特例という制度がありまして、佐用町に住民票を移しても、前住所地が全部全とお金を持って、ほかの町の人が佐用町の、例えば、施設に入ることができるか、そういうこともできることになっております。

佐用町の、今、施設は、特別養護老人ホームは定員に対して、ちょうど、いっぱいぐらいだったり、若干切るぐらいの人数。老人保健施設も若干、定員、ちょっと、下回るぐらいの人数。介護医療院については、今、ちょうどぐらいの人数。佐用町については、施設が充実、今、しておりますので、施設に入る待ちは、ほとんど、今、発生しておりません。

こういったことから、連携取って、介護保険施設が適切に、佐用町の人が、もちろんサービスが不足するようなことが起きては、絶対駄目なんですけれども、そのあたりも、連携を取りながら、介護人材も連携を取って、佐用町に融通してもらったり、あと医療とか介護とかがデジタルで連携されるようになりましたら、佐用町も町外の医療機関にかかっておられる方が複数おられますので、そういったことも連携取れるようになったら、高齢者の方は、なかなか足の問題があったりしますので、助かることが多いのではないかなと思います。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今のところは、介護施設がたくさんできておりまして、今、間に合っているということを、今、課長がおっしゃったんですけど、まだ、これから、年よりの方増えて、まだ、入られる方が増えてくると思います。

そして、よそのところから融通し合うというのは、それよそのところも融通できるような状態なんですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

制度的には、住民票、介護保険というのは、そのお住まいの方の住所地が保険者となること原則なんですけれども、介護保険の場合には、住所を移しても、前のところが介護保険、保険料の算定とか、介護給付費を払って、なぜ、そういうことが起きたのかというと、保険者のところ、いろいろ施設をたくさんつくったところに負担がかかるということになりましたら、施設が増えることが、どことも施設はつくりたくないということになりますので、それでは、介護基盤の整備が遅れるということで、そういった決まりができたわけです。

ですから、佐用町の人が、ほかの町の施設に、佐用町が保険者のまま入られることもできますし、佐用町にほかの町から入って来られることもできるようにはなっております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 10 番、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今、介護の問題について、新たに、改正というか、追加されたような説明があったんですけれども、まず、連携中枢都市圏構想推進要綱と、これは、平成 26 年 8 月 25 日に制定されて、5 回の改正を経て、私が見た中では、平成 30 年 8 月 28 日が一部改正になったものが手元にあるんですけれども、それを見ると、そもそも介護が、この時にも触れられているわけですね。先ほど、説明受けたようなことは、ここに、ちゃんと生活機能の強化に係る政策分野という中に、A からずっと A、B、C、D とありまして、B が介護と、その中には、細かく、高齢者向け住宅や住宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援等、ここに明記されているわけなんですけれども、確かに、デジタル化というところが追加されたということなんですけれども、新たに項目が、ここに付与されたということではないですよね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 要は、今、連携協約のところで別表になる前の分で見ますと、(3)の圏域全体の生活関連機能サービスの向上というところのアですね、生活機能の強化に係る政策分野というところでは、取組のところに地域医療、それから次、福祉、教育・文化・スポーツということで、ここには、表の中に介護というところの項目がないということでございまして、そういったものを、きっちり明確化するために、地域医療の下に介護という項目を入れて、このたび、また、さらに別表化したということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） じゃ、これ、私が見ているのが間違っているんですか、その今、課長が言われた生活機能の強化に係る政策分野と、a が地域医療、b が介護と項目がありまして、詳しく書いてあります。それから、c 福祉。d が教育・文化・スポーツ。あと、e から e、f、g、h。h が環境です。そういうふうに、既に、この 30 年 8 月 28 日一部改正で明記されているんですけども、デジタル化ということだけが追記されたと、今の説明と、ちょっと違いますよね。

そもそも介護がないという説明なんですけれども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君）　大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君）　ちょっと、廣利議員が言われている分で、私どもが持っている、この協約の部分については、ないんです。介護というものがないので、そこに、このたび、新たに介護という項目を追加するというごさいます。

以上でございます。

〔廣利君 举手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 分かりました。協約のところなかったのが、そこに追記されたということですね。

そうしましたら、ちょっと、この介護の関係で、お二人の方の質疑と説明とあったわけですが、細かいことはこれから協議、検討されていくんだと思いますけれども、7市8町ですか、8市8町ですか、そこでの介護についての受入れ、介護サービスについての受入れ、全国的に問題になっているのは、介護施設が、民間事業者が空白、ゼロの市町が300近くあると、現状、そういう中で、受入れに余裕があるところと、ないところというのが現実にあると。あるいは、介護保険料の、すごく高いところと、今日の新聞にも出ておりましたように、大阪市が全国一高いというふうなことがありますけれども、そのあたりは、これから協議、検討されていくんでしょうけれども、現状は、例えば、姫路市は、あるいは、加古川市は受入れが1年、2年したら、今の現状だとパンクしてしまうと、で、姫路、加古川以外の6市、8町ですか、5市8町ですか、が受け入れてもらえるような形を考えるような形になるということなんでしょうか。そのあたりが、ちょっと、これから協議されていくんでしょうけれども、まず、現状とか、そのあたりは、もし分かれば、ちょっと、教えていただきたいなと思います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 答えいたします。

ちょっと、他の町の状況というのは、私は、今、分からない。そのところの数字はつかんでいないんですけども、佐用町については、先ほど、申しあげましたように、今、ほぼ定員を若干切るぐらいの状態で、待ちも、入所待ちというのもない状態で、佐用町は

充実しております。

それで、今、佐用町は、この待ちが、ほとんどないので、在宅での待ちというものも、今、減少しております。ですから、今、佐用町の場合は、地域密着型サービスの利用者とか在宅サービスの利用者というのが、今減少してきております。施設に、すぐ入ろうと思えば、比較的、早く入ることができるという状態になっております。

これから他の連携、8市8町が連携して、佐用町が充実しているからということで、入るという話になったとしても、やはり一番は佐用町の住民の方が必要とする適切な介護サービスを受けられるようにというのが一番大切なことですので、そのところは、しっかりと押さえていきたいと思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 3回目ですけど、ほかにはないですか。

それでは、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 分かりました。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等に係る留意事項というのが、この今まで改変されている、この推進要綱には書かれているんですけども、留意事項ということで、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものということが書かれているんですけども、今までの状況、あるいは、周知ということについては、問い合わせ等、あるいは、担当課としては、十分な周知徹底がされたと、あるいは、改善が必要というふうなところについては、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） 特段、そういった、この連携協約については、ホームページ等では、全体的には周知はしておりませんが、広報には、こういったことで、取組については出しておったと思いますけれども、それぞれ全体的に、事業にかかる部分でございますので、これというようなことでのPRということはあれですけれども、各個別に広報等で、いろんな事業を実施した際には、お知らせをしておるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ホームページ等では、知らせていないんですか。今までは。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

今すぐ、どうかということは、回答が、ちょっと難しいですので、ちょっと、確認をさせていただきます。以上でございます。

10 番（廣利一志君） 分かりました。

議長（千種和英君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） それと、テクノポリスを中心にした、定住自立圏構想というのがありますけれども、そのことについても、連携中枢都市との関係で書かれているところがあるんですけれども、同じように、仮に例えば、介護についてもダブルようなところがあったりするというふうに思うんですけれども、そのあたりは、定住自立圏構想と、それから、今回の連携中枢都市との関係、それから、将来、どんなふうな捉え方をしていけばいいのでしょうか。いかがでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

定住自立圏につきましては、趣旨としましては、集約とネットワークということで、都市機能を集約的に整備するといことの趣旨にしておりますが、連携中枢都市圏につきましては、コンパクト化とネットワーク化ということで、圏域全体の経済成長の牽引でありますとか、そういったことで、趣旨となっております。

それから、あと圏域形成の手続きについても、定住自立圏については、協定の締結ということになっておりますが、連携中枢都市圏については、連携協約の締結というようなことでなっております。

ということで、そのへんは、それぞれすみ分けをして、対応して考えておるところでございます。

議長（千種和英君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 80 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 81 号 財産の取得について（上月体育館移動式バスケットゴール一式）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 7、議案第 81 号、財産の取得について、上月体育館移動式バスケットゴール一式を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 81 号、財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程いたしました財産の取得は、上月体育館の移動式バスケットゴールを更新するものでございます。

既存の移動式バスケットゴールは老朽化により故障し、使用できない状態となっており、利用者に不便をお掛けしておりました。

購入するバスケットゴールは日本バスケットボール協会装置検定品であり、利用者に安全で安心して利用いただけるものとなっております。また、今回の更新に際しましては独立行政法人「日本スポーツ振興センター」より 480 万円のスポーツ振興くじ助成金を受けて実施したものでございます。

調達に当たりましては、町内 2 業者を選定し、見積り入札を執行し、佐用町佐用 2828 の 6 竹田運動具店、竹田雅紀（たけだ まさき）氏に落札決定をいたしました。

契約金額は 788 万 1,500 円であります。

つきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づいて、本契約の締結をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 1 番、大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 今回の移動式バスケットゴールについて、気になる点が複数ありますので、お伺いいたします。

練習される団体、利用される団体の意見として、ゴールが多いほうが練習がはかどるというようなことがあると思いますので、ゴールを増やすということは、いいことだと思っています。

以前から利用されていた移動式バスケットゴールは、導入がホタルドームの運用開始と

同じくらいの頃から利用されていたというようなことをお伺いしています。大分、長い間利用されていたことかと思います。

その更新ということで、6月定例会でも補正予算に上がっておりましてし、質疑がされておりました。その際も更新という言葉をお使いになられていたと思います。今回、町長の説明でも、また、議案書の81号の取得目的にも機器の故障による更新のためというふうになっておりますけれども、それなので、私としても、同様の運用ができるゴールを更新するというような認識でおりました。

それで、ちょっと調べさせていただいたんですけれども、前回の移動式のゴールについては、倉庫から取り出して移動させて床に置いたら、足を出して、そして、そこで利用するというようなものでお伺いしております。体育館の中であれば、どこでも利用できるようなゴールだったというふうに聞いております。

ただ、今回の物は、固定の金具があつて、それを体育館の床に設置をして、そこに移動して、固定して利用するゴールというふうなものであるというふうなふうに聞いております。そうすると、前は、どこでも利用できたものが、今後は、結果として固定して利用しなければいけないということになりますので、大分、運用が変わっていくんじゃないかな、異なっているんじゃないかなということで、お伺いしたい点がありますので、質疑させていただきます。

1つ目は、運用が異なっていくという点について、今まで利用していた団体に、お話は聞いているんでしょうかということ。

2つ目、どれくらい、その団体に利用されていたんでしょうか。利用率ないしは、利用回数などありましたら、教えていただければと思います。

また、固定金具については、どこにつけるということは、今現状、決まっているんでしょうか。お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

運用は異なるというお話でございまして、その点を相談されたのかということもあるんですけれども、令和4年に故障しましてから、要望書等の提出等はないんですけれども、団体のほうから、要望の声は、当然、聞いております。

また、その要望につきましては、利用に際しても含めますが、それ以外もバスケットボールの普及とか、高校大学の合宿の利用の促進等、そういうものも、そういう面もあるというふうに認識をしております。

固定することにつきましてですけれども、確かに、金具で固定することが、業者に聞きましても安全でございまして。固定の仕方は六角レンチをラチェットを使って、固定するような形式で、約5分ぐらいで固定できるだろうと。

それと、自由に動かせないということは、確かにあるんですけれども、その点も確認いたしますと、例えば、激しい、NBAとか見ていますと、ダンクシュートとかございましてけれども、そういう運用をすると棄権ですが、メーカーによりまして、例えば、ミニバスケットボールの方がシュート練習をする等、そういう面でありましたら、十分固定しなくても使えますよというふうに、昨日、ディーラーのほうで確認いたしました。

それと、利用率等につきましては、令和4年に故障しておりますので、それ以前、故障しておりまして、それ1基なんですけど、それ以前からも1基は老朽化で故障していたと

いうこと、そういうことを踏まえますので、仮定というようなことにはなろうかと思うんですけども、確認いたしますと、町内のミニバスのチームにつきましては、これまで、基本的には使用していなかったというふうに聞いております。

それは、1基は長らく故障していたこともありまして、令和4年に故障したゴールにつきましても、おそらく老朽化が進んでいたために、あまり使用していなかったんじゃないかなと思います。

また、高校、大学生の合宿などにつきましては、令和4年まででございますが、来られた方は、8割程度、学校等につきましては、移動式の分を使っていたというふうに聞いております。

今、令和5年の実績で言いますと、7月、8月に同志社大学が2日間、甲南大学4日間、高砂南高校ほか3団体で3日間の利用等があったということになります。

そのような状況を勘案いたしまして、令和5年度を想定して試算しますと、移動式のゴールの利用率は6%弱ぐらいになろうかと思います。

しかし、このたび、新調されますことによりまして、利用率は上がるものというふうに考えておりますし、そのような利用の促進も、生涯学習課のほうとしましても、やっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） すみません。もう1つ、固定金具どこにつけるということは決まっているのかということについても、回答をお願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） その点は、まだ、決まっておりません。

金具と言いますのは、小さいものらしくって、6パイぐらいのものというふうに聞いております。以上でございます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） それと、決まってはいないんですけども、想定といたしましては、体育館の広さが45メートル掛ける32.9メートルなんです。

このたびのゴールは、正式なコートが28メートル掛ける10なので、体育館の長い方面、そこの設置すると。そうしますと、例えば、バスケットのクリニックですとか、例えば、バスケの本格的なゲームとか、それを、例えば、2階席以外の、例えば、1階で参加者が観覧できたりとか、バスケクリニックでしたら、バスケクリニックに参加した子供さんが待機できるスペースができるということになろうかと思っております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ちょっと、引き続き、聞いていきたいんですけども、移動式でありながら、固定しなければならないということ、今回はなと思うんですけど、固定しなくてもシュート練習程度であれば、問題はないというようなことだったんだと思うんですけども、例えば、バスケットゴールが地震があって倒れたとか、例えば、体育館の扉を開いていて、扉とか窓か分からないですけども、そういったものを開いていて突風が吹いて倒れたとか、後は子供たち、ダンクは難しいと思うんですけども、やっぱり、大人が持ち上げてダンクさせたりとか、ちょっと、想定外の利用がされたというようなことがあると思います。そういうことされた、僕も子供抱えてダンクさせてあげたりというのは、やっぱり、させたこともありますし、なので、ちょっと、そういう想定外の利用についても、考えておかなきゃならないのかなと、やっぱり事故が起きたらよくないですしね、というふうなことがあったら、ちょっと、気になっています。

倒れた場合、ゴールの会社に聞きますと、補償はできないというような話でした。

カタログにも、設置条件に固定するというふうに書いてあるんですけども、これについて、これこけたり、それで挟まれた子供たちが、挟まれて何かあって、挟まれた時とか、これ責任問題になると思うんですけど、それについては、どのようにお考えなのかなという部分については、ちょっと、心配していますので、お伺いしたいと思います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） そのへん、大きな問題になろうかと思うんですけども、利用者の方のモラルでありますとか、そういうところが非常に大きな要素にもなろうなというふうには考えます。

例えば、仮に、町の主催事業でございましたら、そういう補償面のところは、十分できるのかなと思うんですけども、今現在、私どもに利用者の方が、どのような利用をされたかによって、そのへんは、関係してくるのかなと思うんですけども、使用に際しましては、職員もおりますので、そのへんの十分注意喚起等は徹底していきたいというふうに思っております。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今回の移動式のゴール、これは前にも購入していて、それが古くなったから買い替えるんですけども、やはり大村議員言われるように、安全性、この移動式というのは、やっぱり倒れる危険性があるわけですね。通常の子供たちが使っているのは、体育館の側面に2か所ありますよね。あのコート、バスケットのコートが、ちゃんと設定してあります。それに伴って、そこに、あのバスケットゴールというのが設定してあるんですけども、やはり大会とか、大人が使ったり、そういう成人のやつなんかになると、体育館の長いほう、大きいところで、真ん中で使うというために、そこに移動式の

ゴールを持って行って、しかも、固定をするということが原則ですよ。これ。原則というのが。

だから、当然、これを固定せずにでも、いわゆるシュートぐらいの練習の時は使えるとか、そういうことが言われて、それが、徐々に固定せずに、ずっと使っていて、もし、そういう転倒する事故が起きた時に、どうするんだという話になりますから、今回の物は、固定することが、利用する、これはルールとして、ちゃんと定めておかないと、だから、それを、設置するのに、すごく時間がかかったり、難しかったりするような話だったら困るんですけども、話聞いていますのは、簡単にボルトですぐセットできるということを聞いていますから、だから、利用する時には、これはルールとして、ちゃんと、固定して使っていただくと、そうすれば、転倒するおそれないんですから。だから、そういうふうな形で利用していただければ。

そして、子どもたちが通常使っている、練習したりするところは、側面にあります、そのゴールで練習したりすればいいと思っておりますから。そういうふうに、きちっとやってください。それが、モラルとか何とかの話じゃなくって、職員もいるということ、それは、利用する時には、その許可を出して、倉庫から出してきて使うんでしょから、それは、ちゃんと、確認をしながら使っていただくということです。そうすれば、何ら問題ありません。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。固定して使っていただくこと、また、その責任問題について、ちょっと、気になっていましたので、今のように、町長から回答いただけて、安心はしております。

そうすると、長いほう、北と南というんですかね、そちら側に設置する部分に金具を設置するというようなことが、今、あると思うんですけど、今までの利用の中では、東側に 2 基、西側に 2 基、壁についていますね。今現状、ついていと思うんですけど、それは移動式じゃない。固定式と言ったらいいですかね。そういったものがついていと思うんですけど、その間にも金具をつけたりする必要が出てくるかな。その間で使っていることも多いということで、お伺いしていますので、そうすると、そこにとめるんやったら、そこにも、また、金具をつけなきゃいけないと思うんですけど、この金具、これつけるの幾らぐらいかかるのかなということをお伺いしておきたいと思います。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

これカタログの金額なんですけれども、税込みで 40 万 7,000 円がセッティングゲージというものの金額になるようでございます。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） よろしいですか。3 回ですけど。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） なかなかイメージができないのね、固定するというのね。あの広い体育館に、どこに固定するのかって言ったら、場所決まっていらないということなので、移動式だからタイヤがついて、こっちへ持って来るのかなと思ったけど、固定は、5分ぐらいでできる言うけど、移動式じゃないということは、これ普段はどうしておるのかなと思う。そこを心配しますけど。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

故障しておった機械もそうなんですけれども、体育館の倉庫がございますよね。通常の場合は、倉庫に保管しておいて、利用する時に持ち出してくるということになります。以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） それはいいんだけど、僕ら、イメージ的に固定するといったら、ずっと置いておるのかなと。ずっと置いておったら、ほかの団体が使う時に、バレーでもそうやけど、最近してないけど、柔道でも、あそこに畳しいてしよった時に、そんなもんがあったらできんからね。ちょっと、そこらへんは心配しておったけど、普段はしまうんやね。それで、その時だけ持って来て、金具で5分ほどでとめるという。はい、了解しました。はい。

議長（千種和英君） ほかにありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 金具が何十万円か、それセッティングゲージだと思うので、ゲージの下に金具がつくと思うんですね。設計的には。その金具だけ、また、つければ、それ別途予算措置が必要になるということやと思うので、ちょっと、その部分については、少し気になっていました。ありがとうございます。

その中で、今回、移動式のゴールを引き続き更新することになっていると思うんですが、固定式のゴールって、間に入れて、今まで実際使われているのが2つのゴールとゴールの間に置かれて使われていたというふうにお伺いしていますので、そこに、単純に、今、固定式のゴールを追加するというものだったら、やっぱり設置の準備に、つけるのに

5分、ゲージを移動して、ゴールを移動するのにも5分、やっぱり10分程度はかかると思います。1個ね。10分できけばいいんですけども、片づけに、また、20分、合計でいうと20分というふうになると、やっぱり時間もかかってくると思いますので、4基だったら、下手したら、30分、40分かかってくるというような形になるので、ちょっと、そのあたりの運用のしやすさという部分についても、ちょっと、心配しているところはあるんですけども、その間に、ごめんなさい、西東の2基ずつついているゴールの間に、固定式のようなものを追加するとか、そういうようなものについて、考慮というか、考えたりはされなかったんでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

おっしゃられるように、今、既存の分の間に、今回、購入する機械を置きますと、今現在、ミニバスが練習しているような2面、2面で練習するような練習はできないというふうになろうかと思います。

場所につきましては、一応、そのへんも考慮して、業者のほうとはお話はしているんですけども、このたびの購入につきましては、先ほども申し上げましたですけども、例えば、ミニバスのコートでしたら22メートルか28メートルなんですけれども、そういう決まり、あれがありますので、今現行、町長も申し上げましたんですけども、今現行の分で、練習もされていると。

今回の購入につきましては、先ほど、申し上げました大人の合宿で利用促進とか、そのような面で積極的に使っていただいたらどうかなというふうに考えています。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） すみません。ありがとうございます。

もう1つだけ、ちょっと、上月体育館の運用において、倉庫の収納スペースが、もう少しほしいというような話も聞いています。

今、1基だけあると思うんです。置いていると思うんですけども、今回、導入されるものは、2メートル掛ける4メートル程度の床面積を消費するということだと思います。

2基置くとすると、大体16平米程度使うと思うんですけど、やっぱり、その収納スペースについて、何か、今、しばらくは1基で、ちょっと、そこにもボールだったかが置いてありましたけれども、そのあたりの収納については、現在と、ちょっと、どのようになっていくのかなという部分で運用について、ちょっと、心配な点がありますので、お伺いさせていただきます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

まず、体育館の建設当時から、当初は2基入っておって、倉庫に2基置いてあって、それで運用していましたので、スペース的には収まるんですけども、経年によりまして、先ほど、おっしゃるような備品が増えた部分もあるかと思います。それが、今回の導入に当たりましては、まだ、そのへんの整理なり、何なりを、これから検討していかないと、もともと、考えておりますのは、入っておったものなので収納は可能だというふうに、当初から考えてやっております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第81号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第81号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第82号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第8、議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、刑法の改正により、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑（こうきんけい）」に単一化することに伴い、本町において「懲役」及び「禁錮」の文言を使用している7つの条例について、文言の改正を行うものでございます。

本改正につきましては、「整理条例」という形で、本則第1条から第7条までで、各条例中、「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改め、附則第1条として施行日を、附則第2条から第5条までで経過措置を定めております。

なお、改正刑法の施行は令和7年6月1日に予定をされております。

以上、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の改正について、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 83 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 10. 議案第 84 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 85 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12. 議案第 86 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 13. 議案第 87 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 14. 議案第 88 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 9 に入ります。
日程第 9 から日程第 14 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 9、議案第 83 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでの 6 件を一括議題とします。
議案第 83 号から議案第 88 号について当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 83 号から議案第 88 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 83 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）から説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 1 億 7,360 万円を追加し、総額を 148 億 160 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

地方特例交付金につきましては、176 万 5,000 円の増額で、交付決定によるものであります。

分担金及び負担金につきましては、465 万 8,000 増額。うち、分担金は 205 万円の増額で、土地改良事業等分担金を計上いたしております。負担金は 260 万 8,000 円の増額で、老人保護措置費施設費負担金を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、使用料 259 万 8,000 円の減額で、町営住宅使用料を実績見込みに基づき減額いたしております。

国庫支出金につきましては、6,923 万 5,000 円の増額で、うち、国庫負担金は 6,736 万 5,000 円の増額で、児童手当国庫負担金や障害者支援費負担金などを追加計上いたしております。国庫補助金は 187 万円の増額で、戸籍システム整備費補助金を計上しております。

県支出金につきましては 1,599 万 7,000 円の増額でございます。うち、県負担金は 691 万円の増額。県補助金は 908 万 7,000 円の増額で、躍動する兵庫応援事業補助金の内示などによるものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金を 5,120 万 2,000 円繰り入れております。

諸収入につきましては、雑入 3,334 万 1,000 円の増額で、赤谷口池（あかたにぐちいけ）改修工事の財源として、当初、基盤整備促進事業補助金を計上いたしておりましたが、財源の組替えに伴い、防災減災機能等強化事業交付金を計上しているほか、基幹システムの標準化に伴う財源として、デジタル基盤改革支援補助金を追加計上しております。

町債につきましては、合併特例事業において、各事業費に変更がありましたので、増減を行っておりますが、総額は変更しておりません。

次に、歳出について説明をいたします。

まず、議会費につきましては、4 万円の増額でございます。

総務費につきましては、679 万円の増額。うち、総務管理費は 657 万 5,000 円の増額で、防犯灯の LED 化や基幹システムの標準化に伴う設定委託料などを追加計上しております。徴税費は 100 万円の減額でございます。戸籍住民登録費は 121 万 5,000 円の増額で、戸籍システムの改修費を計上いたしております。

民生費につきましては、9,841 万 1,000 円の増額であります。うち、社会福祉費は 3,826 万 8,000 円の増額で、主に障害福祉サービスの報酬単価の改正などに伴うものでございます。児童福祉費は 6,014 万 3,000 円の増額で、制度改正により児童手当などを追加計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費 107 万 6,000 円の増額であります。

農林水産業費につきましては、2,530 万円の増額です。うち、農業費は 2,172 万 4,000 円の増額で、地域集積協力金のほか、真盛地区で畦畔を除去する「まち直し事業」を実施するため、土地改良事業委託料を追加計上いたしております。林業費は 357 万 6,000 円の増額であります。

商工費につきましては、3,103 万円の増額で、消費税などの支払いに伴う西はりま天文台公園特別会計繰出金の追加計上のほか、道の駅ひらふくの施設改修中の休業補償などとして、指定管理委託料を計上いたしております。

土木費につきましては、216 万 1,000 円の増額。うち、土木管理費、及び道路橋梁費は、それぞれ 4 万円の増額で、都市計画費は 15 万 2,000 円の増額となっております。住宅費は 192 万 9,000 円の増額で、町営住宅の修繕料を計上しております。

消防費につきましては、642 万 5,000 円の増額で、佐用消防署の改修工事に係る測量設計委託料や、消防車両などの修繕料を計上いたしております。

教育費につきましては、236 万 7,000 円の増額。うち、教育総務費は 19 万円の増額。小学校費は 5 万 1,000 円の増額。中学校費は 14 万 5,000 円の増額であります。社会教育費は 195 万 7,000 円の増額で、さよう文化情報センターの電光案内板の更新のほか、上月城登山道の支障木の整備、海内神社の大ムクロジ保存修理費などを追加計上いたしております。保健体育費は 2 万 4,000 円の増額でございます。

次に、地方債の変更につきまして、第 2 表、地方債補正により、説明をさせていただきます。

消防施設設備整備事業につきまして、佐用消防署改修工事に係る測量設計委託料の計上に際し、合併特例事業債を財源とするため、地方債の限度額を増額いたしております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 84 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に 459 万 3,000 円を追加し、総額を 30 億 2,304 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。保険料につきましては、介護保険料 1,028 万 1,000 円の増額で、第 1 号被保険者保険料を増額いたしております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金 234 万 7,000 円の減額。

県支出金につきましては、県負担金 234 万 7,000 円の増額で、介護給付費負担金の財源の組替えでございます。

繰入金につきましては、568 万 8,000 円の減額であります。うち、一般会計繰入金は 587 万 2,000 円の減額で、基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を 18 万 4,000 円増額いたしております。

次に歳出でございます。総務費につきましては、総務管理費 199 万 8,000 円の増額で、人件費及び国保データベースシステムの連合会負担金の補正でございます。

保険給付費につきましては、総額に変更はございませんが、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費をそれぞれ増減いたしております。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 259 万 5,000 円の増額でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 85 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 1,890 万 5,000 円を追加し、総額を 1 億 2,985 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金につきましては、一般会計から 1,890 万 5,000 円を繰り入れております。

諸収入につきましては、人件費につきまして、天文台公園運営委託金から天文台施設運営事業負担金に組替えを行っておりますが、総額に変更はございません。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、社会教育費 1,890 万 5,000 円の増額で、令和元年度から令和 4 年度までの 4 年間分、及び令和 6 年度の間申告分を合わせた追加の消費税として 1,541 万円を計上するとともに、加算税 260 万円、延滞税 89

万 5,000 円を追加計上いたしております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 86 号、令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 80 万円を追加し、総額を 1 億 3,979 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金 80 万円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 80 万円の増額で、アルバイト謝金や清掃業務委託料などを追加計上いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 87 号、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的支出より説明をいたします。

第 2 条、第 2 款、簡易水道事業費用の第 1 項、営業費用は 4,197 万 8,000 円の減額で、光熱水費や動力費などの減額でございます。

第 3 項、特別損失は 2,000 万円の減額で、消費税の減額でございます。

次に、資本的収入を説明いたしますが、第 3 条第 3 款、資本的収入の第 1 項、企業債は 50 万円の減額で、法適用支援業務委託料の減額に伴う公営企業会計適用債の減額でございます。

資本的支出でございますが、第 4 款、資本的支出の第 3 項、企業債償還金は、1,000 万円（1,000 円に訂正あり）の増額でございます。

次に、第 4 条の特例的収入及び支出について、説明をさせていただきます。令和 5 年度決算が 9 月に確定をいたしましたので、未収金及び未払金の額をそれぞれ「979 万 9,000 円及び 2,702 万 7,000 円」を「2,629 万 9,000 円及び 8,172 万 1,000 円」に改めております。

第 5 条の企業債について、説明をさせていただきます。

先ほどの資本的収入で説明をいたしましたとおり、50 万円の減額で、5 億 8,190 万円に改めております。

訂正させていただきます。第 4 款の資本的支出の第 3 項、企業債償還金は 1,000 円の増額でございます。1,000 万円というふうに、私のほうが申し上げたようです。訂正をさせていただきます。

以上で、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 88 号、佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明をさせていただきます。

まず、収益的支出より説明をいたします。

第 2 条第 2 款、下水道事業費用の第 1 項、営業費用は 1,915 万 2,000 円の減額で、光熱水費や動力費などによる減額でございます。第 3 項、特別損失は 2,699 万 8,000 円の減額で、消費税の減額でございます。

次に、資本的収入を説明させていただきます。

第 3 条第 3 款、資本的収入の第 1 項、企業債は 130 万円の減額で、法適用支援業務委託料の減額に伴う公営企業会計適用債の減額でございます。

第 4 条の特例的収入及び支出を説明させていただきます。

令和 5 年度決算が 9 月に確定いたしましたので、未収金及び未払金の額をそれぞれ「5

億 9,724 万円及び 6 億 112 万 1,000 円」を「2,009 万 7,000 円及び 9 億 7,427 万 7,000 円」に改めております。

次に、第 5 条の企業債を説明させていただきます。

先ほどの資本的収入で説明させていただいたとおり、130 万円の減額で、公営企業適用債を 270 万円に改めております。

以上で、佐用町下水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 83 号から議案第 88 号までの補正予算について、ご説明をさせていただきました。ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） ただ今、議題にしています、議案第 83 号から議案第 88 号については、12 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

日程第 15. 同意第 5 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 15、同意第 5 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 5 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

教育委員、樫本明日香（かしもと あすか）氏の任期が令和 6 年 12 月 26 日をもって満了するため、引き続き教育委員として任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和 10 年 12 月 26 日までの 4 年となります。

なお、樫本氏の略歴につきましては、再任であり経歴書のとおりでございますので説明は省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

それでは、同意第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第5号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

日程第16. 同意第6号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第16、同意第6号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました同意第6号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

教育委員の鎌本智恵美（かまもと ちえみ）氏が、令和6年12月31日をもって退任されるため、後任として、仲村亜紀（なかむら あき）氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員の任期は通常4年でございますが、同法第5条第1項の規定による残任期間となるため、令和7年1月1日から令和8年12月26日までの2年間となります。

なお、仲村氏の略歴につきましては、経歴書のとおりでございますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

それでは、同意第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第6号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第6号は、同意することに決定しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため、明日 12 月 4 日から 9 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

次の本会議は、12 月 10 日、火曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会とします。御苦労さまでした。

午前 11 時 06 分 散会
